

データ利活用の促進に向けた制度について

平成29年10月25日

産業構造審議会 知的財産分科会
不正競争防止小委員会

不正競争防止法改正の趣旨・保護客体

1. 改正の趣旨

- 第四次産業革命において、**データは企業の競争力の源泉**となりうる。
- 一方、**データの安全・安心な流通が妨げられ、不正利用への懸念**が高まれば、データ提供者にとって**投資の回収が見込めなくなり、結果としてデータの流通・利活用が進まなくなるおそれ**がある。
- そこで、**データの創出・収集・分析・管理等への投資やその適正な利活用を促す環境整備**の一環として、**データの不正利用・不正流通に対する差止請求権の創設**等、必要最小限の規律を設ける。

2. 保護客体

- 以下(1)～(3)の要件を満たすデータを保護客体とする。

(1)技術的管理性

データ取得者がデータ提供者の管理意思(Aとの契約で想定された者以外の第三者による使用・提供を制限する旨の意思)を認識できる、電磁的アクセス制限手段(ID・パスワード管理、専用回線、データ暗号化、スクランブル化等)により管理(技術的管理)されているデータであること。

(2)外部提供性

秘匿して管理する営業秘密と異なり、社外の者やコンソーシアムに属する者等に提供することを想定しているデータであること。

(3)有用性

違法又は公序良俗に反する内容のデータを保護客体から除外した上で、広い意味で商業的価値が認められること。

【論点】

- データ提供者 A 以外の事業者や政府機関等が不特定の者に提供しているデータ(オープンなデータ)は保護する必要が低いのではないか。
→ **オープンなデータと同一である場合を除く。**
同一性の程度は、WGにて検討の上、指針等で明確化する。
- **技術的管理の内容等が不明確ではないか。**
→ **WGにてそれらの具体化を検討の上、指針等で明確化する。**

※社外等に提供することを想定せず、**秘密として管理される非公知なデータは、引き続き「営業秘密」として保護される。**

「不正競争行為」として位置づける行為態様

3. 行為態様

- 不正取得類型（図①②③）について、民事措置（差止請求権、損害賠償額の推定、信用回復措置）を導入する。

外部者Bが、

①：**管理侵害によって、データを取得する行為**

「管理侵害」とは、保有者の管理を害する行為（窃盗・建造物侵入・不正アクセス等）、又は、詐欺等に相当する行為（詐欺・暴行・強迫）により、技術的管理を無効化又は迂回する行為をいう。

②：①により取得したデータを**使用**する行為

③：①により取得したデータを**提供**する行為

【論点】

- 悪質性の高い行為については、不正アクセス禁止法等にならい、**刑事措置も導入**すべきではないか。
→**データ提供者のニーズや取引の実態等を踏まえ、引き続き検討**していく。

- 著しい信義則違反類型（図④⑤）について、民事措置を導入する。

第三者提供禁止を前提にデータを**正当取得したC**が、

④：**図利加害目的**をもって、**著しい信義則違反の態様**でデータを**使用**する行為

⑤：**図利加害目的**をもって、**著しい信義則違反の態様**でデータを**提供**する行為

「図利加害目的」とは、契約違反等自らに権限がないことを知りながら、不正の利益を得る目的又はその保有者に損害を加える目的であり、公序良俗に反する態様で金銭・名誉・満足等を得る目的、Aに有形無形の不当な損害を加える目的をいう。

図利加害目的を持った従業員が④⑤の行為をした場合、法人として不正競争行為の責任を問われるのは、組織ぐるみの行為と評価される場合のみ。

【論点】

- 契約違反の問題として取扱い、**契約法理で対応**すべきではないか。
→直接の契約関係がない下請等、**契約違反で対処しきれない侵害態様**が想定され、また、**正当取得者経由での不正流通への抑止力を高めたいというデータ提供者のニーズ**がある。単なる契約違反を超えて、**主観面でも客観面でも著しい信義則違反が認められる場合に限定**する。
- 「**図利加害目的**」が不明確ではないか。
→「**図利加害目的**」は、既に営業秘密において導入されている概念ではあるが、**WGにて図利加害目的に該当する場合・該当しない場合を整理し、指針等で明確化**する。

「不正競争行為」として位置づける行為態様

- 転得類型（図⑦⑧⑦'⑧'）について、民事措置を導入する。

取得時に①又は⑤につき悪意又は重過失のDが、

⑦:取得したデータを**使用**する行為

⑧:取得したデータを**提供**する行為

「重過失」とは、取引上の慣行に照らし、悪意と同視しうるほどの著しい注意義務違反があること。（例えば、予めAからの注意喚起がなされ、不正取得が周知の事実になっていたにも関わらず、データの入手元にそのデータの入手方法等の確認を怠って取得した場合等）

取得時は善意無重過失のDが、悪意又は重過失に転じた後の、

⑦':**BやCから付与された権原の範囲を超えて使用**する行為

⑧':**BやCから付与された権原の範囲を超えて提供**する行為

※ **BやCとから付与された権原の範囲内での使用・提供は適用除外**

【論点】

- **善意無過失でデータを取得したDが、突如そのデータを使用・提供できなくなる想定外の事態を防止しないと、データの流通・利活用に萎縮効果が働くのではないか。**
 - **善意無重過失のDが、BやCとの契約を信頼し、その範囲内で行う行為は適用除外**とすることにより、**Dの取引の安全を確保**する。その結果、BやCとの契約の範囲内であれば、悪意又は重過失に転じた後であっても、継続してデータの使用・提供を行うことが可能となる。
 - **BやCから付与された「権原の範囲」等について、WGにて具体的事例を検討の上、指針等で明確化する。**

※営業秘密とは異なり、BやCから転得したDの取得行為（⑥）は対象としない。

※営業秘密とは異なり、DはCがAとの契約範囲を超えて提供していることを知っているだけでは⑦～⑧'は成立しない。それに加えて、DがCの図利加害目的も知っていることが⑦～⑧'の成立に必要となる。

- **データの不正使用により生じた物（物品、学習済みAIプログラム、マニュアル、データベース等）のうち、元データが認識できないものは、保護客体となる「データ」に含まれない。**